

●困った時の相談窓口

民生委員・児童委員、主任児童委員



●福祉部福祉政策課 ☎083-231-1418

民生委員は、児童委員を兼ねており、社会福祉の精神を持って、関係機関と協力しながら、地域社会で幅広い活動をしています。民生委員・児童委員は担当区域を持っており、地域の身近なところで、生活上の相談に応じています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員・児童委員として、地区民生児童委員協議会の区域毎に配置されています。児童相談所など児童の福祉に関する機関と区域を担当する民生委員・児童委員との連絡調整を行います。また、安心して子どもを生み、健やかに子どもが育つ環境づくりを目指した活動を行う際にはその中心的な役割を果たし、「区域を担当する」民生委員・児童委員と連携して活動しています。

担当区域の民生委員・児童委員、主任児童委員がわからないときは、お問い合わせください。

市民相談所



●市民部市民相談所 ☎083-231-3730

市民相談所は、日常生活での諸問題についての相談に応じています。また、毎週月・木曜日には弁護士無料法律相談を実施しています。

- 一般相談:平日(月～金曜日)8:30～16:30
- 弁護士無料法律相談:1日あたり定員12人(相談日の1週間前から予約可)

子どものこと何でも相談



子育てに行き詰まっていますか?子どものことで悩んでいませんか?

下関にはたくさんの相談窓口があります。

一人で悩んでいないで、是非相談してみてください。

①専門の分野 ②具体的な相談内容 ③皆さんへの応援コメント

●下関市教育委員会「教育相談室」

◎教育相談室

☎083-231-6995

◎いじめテレホン

☎083-223-7830

〈相談日〉月～金曜日 〈時間〉9:00～16:30

- ①教育に関する相談
- ②不登校・いじめ・非行・進路・性などの問題で悩む児童生徒や保護者への相談活動
- ③一人で悩まないでください。

●下関児童相談所

☎083-223-3191

下関市貴船町3丁目2-2 FAX 083-234-3141

- ①0～18歳未満までの児童についてのあらゆる相談に応じる専門機関。
- ②相談の内容に応じて、必要な調査・判定・指導を行う。また、必要に応じて、児童の一時保護や施設入所措置等を行う。
- ③子どものこと、子育てで困っていることがあれば、気軽にご相談ください。

1 赤ちゃん誕生!

2 楽しく子育て

3 小学生からの健全育成

4 地区の支援者と相談機関